

兵庫県の洪水警報・注意報発表基準の変更について

兵庫県の洪水警報・注意報の発表基準の見直しを行いました。
新しい発表基準は令和 7 年 5 月 29 日 13 時から適用します。

洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。今般、最新の災害資料等を用いて基準の見直しを行い、下記のとおり発表基準を変更することとしました。

この基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※の判定にも反映します。

記

1 基準変更日時

令和 7 年 5 月 29 日（木）13 時

2 基準を変更する市町

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、西脇市、丹波篠山市、丹波市、多可町、宍粟市、神河町、佐用町、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、稲美町、赤穂市、たつの市、上郡町、洲本市、南あわじ市、淡路市、豊岡市、香美町、養父市、朝来市

3 発表基準

5 月 29 日 13 時以降、以下の URL（気象庁ホームページ）に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（兵庫県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo.html>

※洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

【参考】兵庫県の気象警報・注意報発表状況

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=280000

問合せ先：神戸地方気象台 担当 山田、天野

電話：078-222-8907